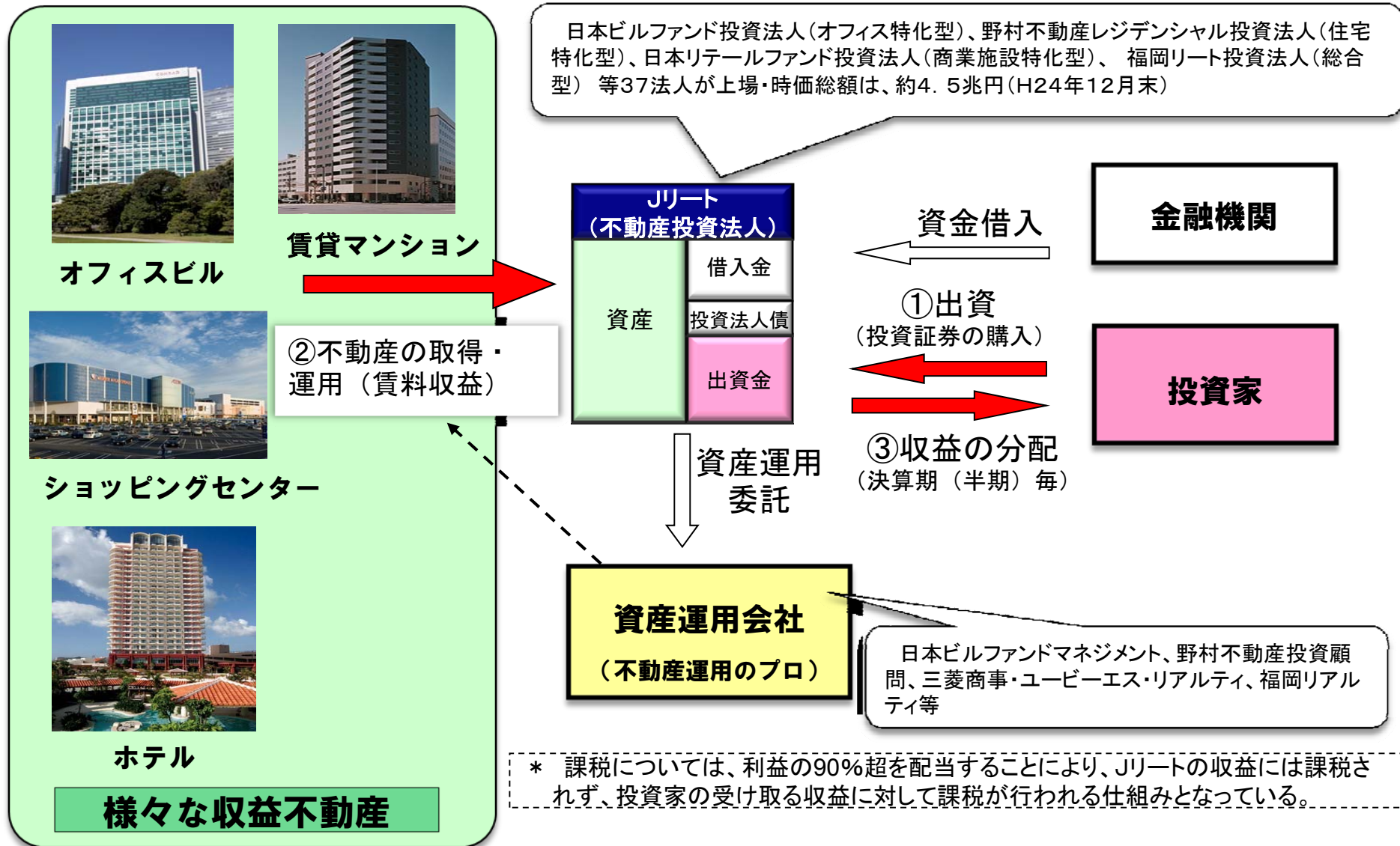


- ヘルスケア施設供給促進のための不動産証券化手法の活用及び安定利用の確保に関する検討委員会

取りまとめ(案) 参考資料

Jリート (Real Estate Investment Trust : 不動産投資法人) の仕組み

Jリートは、公募増資等により豊富な民間資金を集め、優良な賃貸不動産を取得し、適切に維持管理をしながら長期間保有し、その収益を広く分配する特別な法人。



Jリート設立に関する手続きの流れ

資産運用会社(投資運用業)の登録及び投資法人設立・登録の流れ

資産運用会社

■ 宅建業免許の取得

■ 宅建業法に規定する取引一任代理等の認可

当該認可を受けることにより、投資法人等と行う取引についての代理・媒介契約に係る手続きを免除。

宅建業法50条の2

■ 金商法に基づく金融商品取引業者(投資運用業)の登録

・資産運用会社は、内閣総理大臣の登録を受けることが必要。

・資産運用会社は、登録投資法人が主として不動産に対する投資として運用することを目的とする場合、取引一任代理等の認可を受けている金融商品取引業者でなければならない。

金商法第29条、投信法第199条

投資法人

■ 投資法人の設立

資産運用会社が設立企画人となり、投資法人を設立。

投信法第69条

■ 投資法人の登録

・投資法人が資産運用行為を行うためには、内閣総理大臣の登録を受けることが必要。

※登録投資法人は、資産運用会社にその資産の運用に係る業務を委託しなければならない。

・登録投資法人は、国土交通大臣の免許を受けた宅建業者と見なす。

投信法第187条

投信法第198条

宅建業法第77条の2

■ 証券取引所に上場

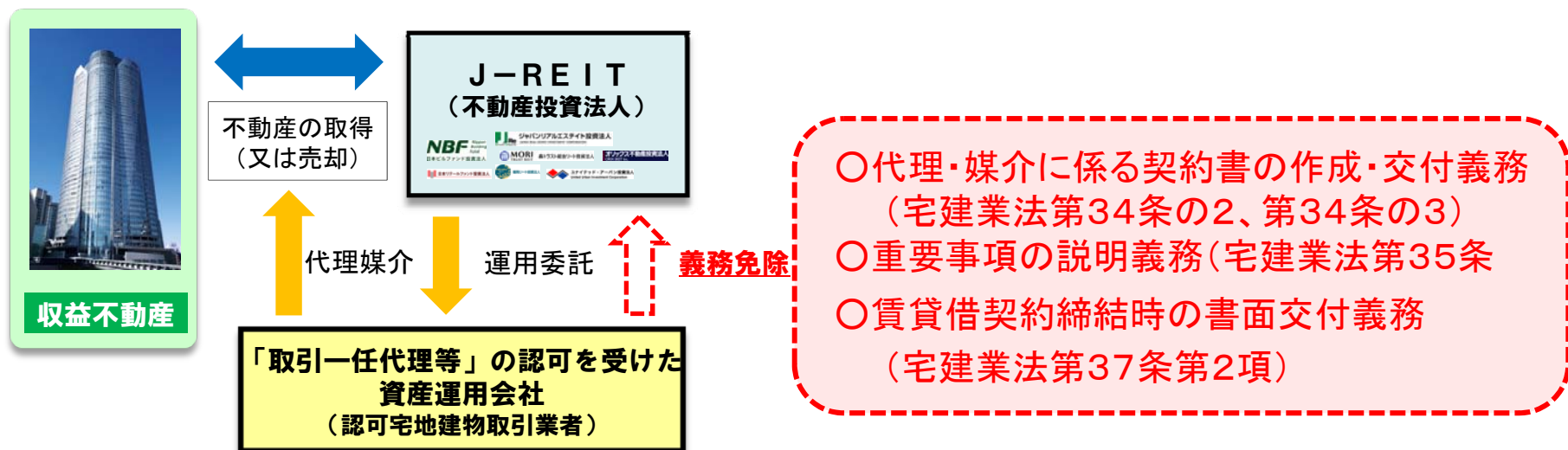
運用資産等の総額に占める不動産等の額の比率が70%以上、上場口数が4,000以上、資産総額が50億円以上(東京証券取引所)等の基準を満たし、上場審査を経て証券取引所に上場。

有価証券上場規程第1205条

※上場しないものは私募リートと呼ばれる

「取引一任代理等」の認可（宅地建物取引業法第50条の2）について

- 「取引一任代理等」とは、宅地建物取引業者（資産運用会社）が、J-REITとの資産運用委託契約に基づき、J-REITから不動産の売買等の取引の判断を一任され、当該取引の代理媒介を行うこと。
- 「取引一任代理等」について、あらかじめ国土交通大臣の認可を受けたときは、宅地建物取引業者（資産運用会社）はJ-REITに対する**書面交付義務・重要事項説明の義務が課されない**。
- なお、J-REITが主として不動産に投資する場合、必ず取引一任代理等の認可を受けた資産運用会社に**資産の運用を委託しなければならない**（投資信託及び投資法人に関する法律第199条第2号）。



認可の具体的基準（宅地建物取引業法第50条の2の3）

- 【財産要件】①資本金5000万円以上、②今後3年間の純資産額が5000万円以上に維持される見込みであること、③収支の見込みが今後3年間に黒字になること
- 【組織要件】①業務を公正かつ的確に遂行できる経営体制であり、かつ、経営方針も健全なものであること、②役員・取引判断に係る使用人に十分な知識・経験があること、③顧客からの資産運用の状況の照会に短時間で回答できる管理体制が整備されていること、等。

サービス付き高齢者向け住宅の登録制度の概要

高齢者の居住の安定確保に関する法律（改正法：公布 H23.4.28／施行H23.10.20）

1. 登録基準

（※有料老人ホームも登録可）

登録戸数：93,911戸
（平成25年1月31日現在）

《ハード》

- ・床面積は原則25㎡以上
- ・構造・設備が一定の基準を満たすこと
- ・バリアフリー（廊下幅、段差解消、手すり設置）

《サービス》

- ・サービスを提供すること（少なくとも**安否確認・生活相談サービス**を提供）
[サービスの例：食事の提供、清掃・洗濯等の家事援助 等]

《契約内容》

- ・長期入院を理由に事業者から一方的に解約できないなど、居住の安定が図られた契約であること
- ・敷金、家賃、サービス対価以外の金銭を徴収しないこと
- ・前払金に関して入居者保護が図られていること
（初期償却の制限、工事完了前の受領禁止、保全措置・返還ルールの明示の義務付け）

2. 登録事業者の義務

- ・契約締結前に、サービス内容や費用について書面を交付して説明すること
- ・登録事項の情報開示
- ・誤解を招くような広告の禁止
- ・契約に従ってサービスを提供すること

24時間対応の訪問看護・介護

「定期巡回随時対応サービス」の活用→介護保険法改正により創設

3. 行政による指導監督

- ・報告徴収、事務所や登録住宅への立入検査
- ・業務に関する是正指示
- ・指示違反、登録基準不適合の場合の登録取消し

サービス付き高齢者向け住宅

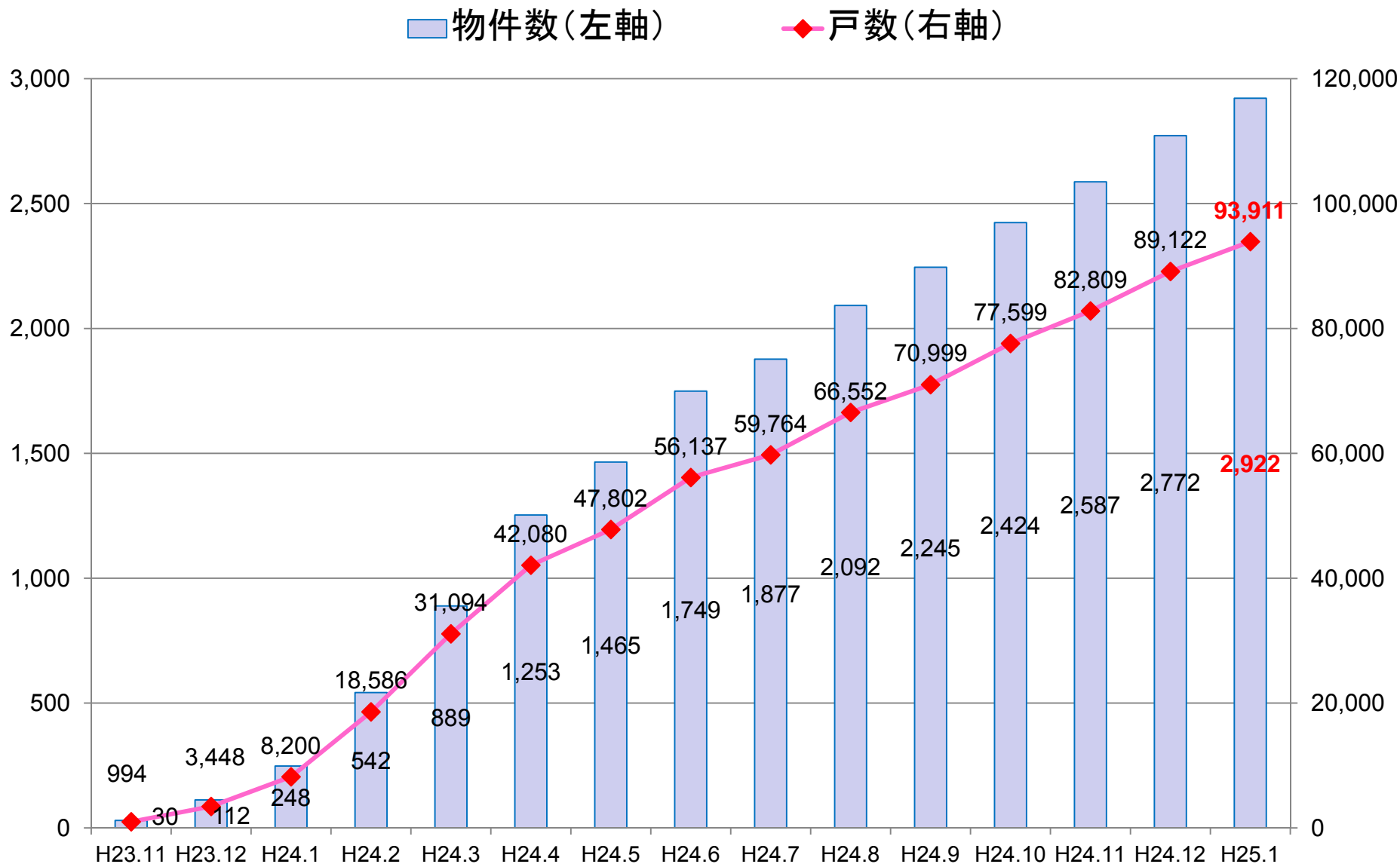
【併設施設】

診療所、訪問看護ステーション、ヘルプステーション、デイサービスセンター など

住み慣れた環境で
必要なサービスを受けながら
暮らし続ける

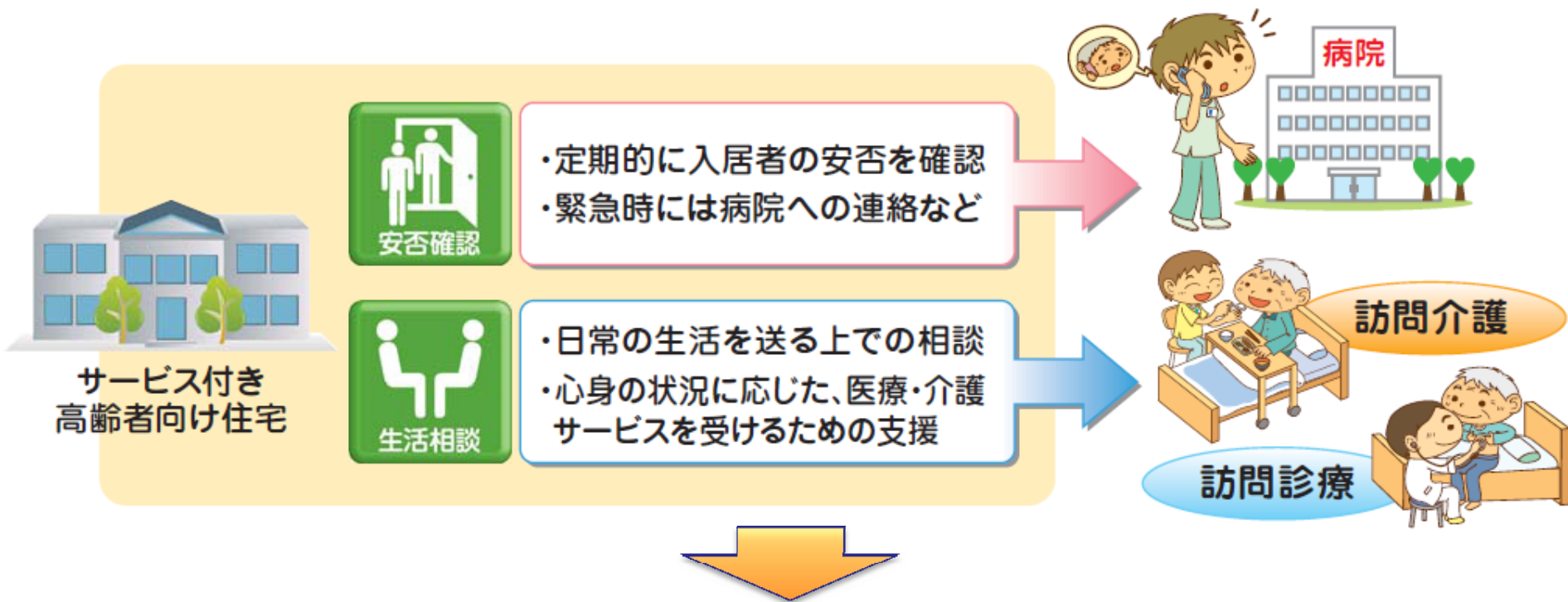
サービス付き高齢者向け住宅の登録状況の推移

平成25年1月31日時点



サービス付き高齢者向け住宅における「サービス」について

- サービス付き高齢者向け住宅が必ず提供しなければならないサービスは、「安否確認」「生活相談」のみ。その他の「食事」、「介護（入浴、排せつの介助など）」、「生活支援（買い物代行、病院への送り迎えなど）」などのサービスが提供されるかどうかは、それぞれの住宅によって異なる。
- 安否確認や生活相談が必須であることから、いざというときには、適切な対応・サービスが受けられる環境（医療・介護へのつなぎ）が確保されている。



- 入居者は、自身の心身の状況に照らし合わせて、必要な医療・介護サービスを受けられるよう、個別にサービス事業者と契約を結ぶ必要がある。

有料老人ホームの概要

1. 制度の目的

- 老人福祉法第29条第1項の規定に基づき、老人の福祉を図るため、その心身の健康保持及び生活の安定のために必要な措置として設けられている制度。
- 設置に当たっては都道府県知事等への届出が必要。なお、設置主体は問わない（株式会社、社会福祉法人等）。

2. 有料老人ホームの定義

- 老人を入居させ、以下の①～④のサービスのうち、いずれかのサービス（複数も可）を提供している施設。

① 食事の提供



② 介護(入浴・排泄・食事)



③ 洗濯・掃除等の家事



④ 健康管理

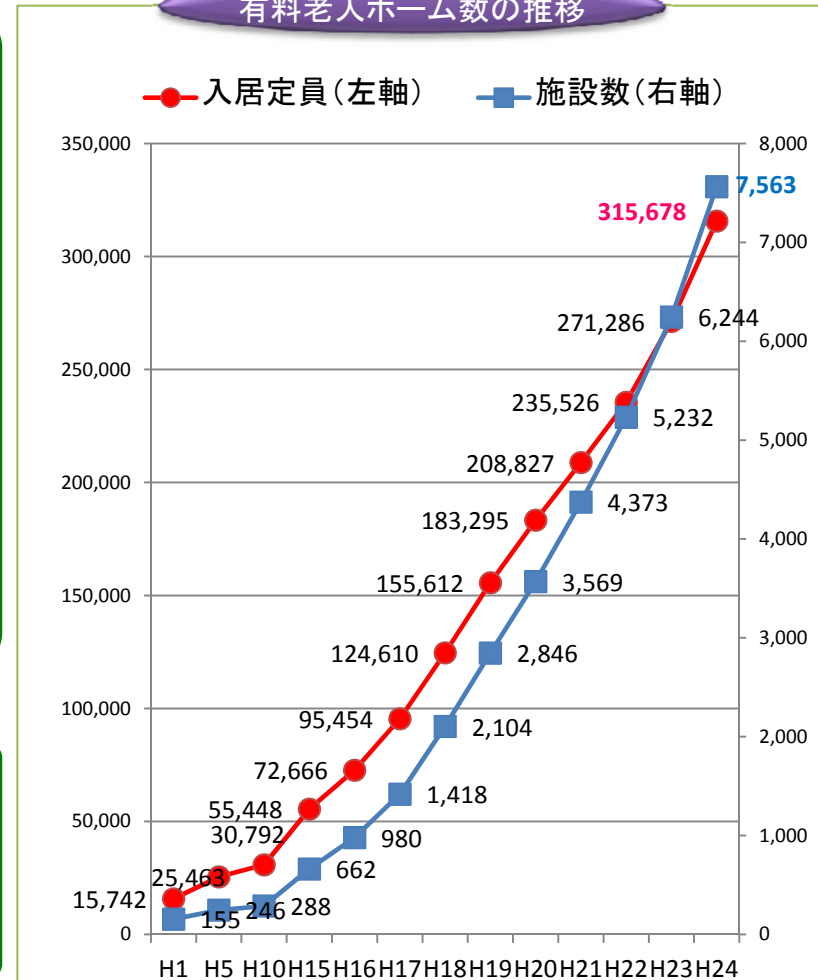


3. 提供する介護保険サービス

- 介護保険制度における「特定施設入居者生活介護」として、介護保険の給付対象に位置付けられている。ただし、設置の際の届出とは別に、一定の基準を満たした上で、都道府県知事の指定を受けなければならない。

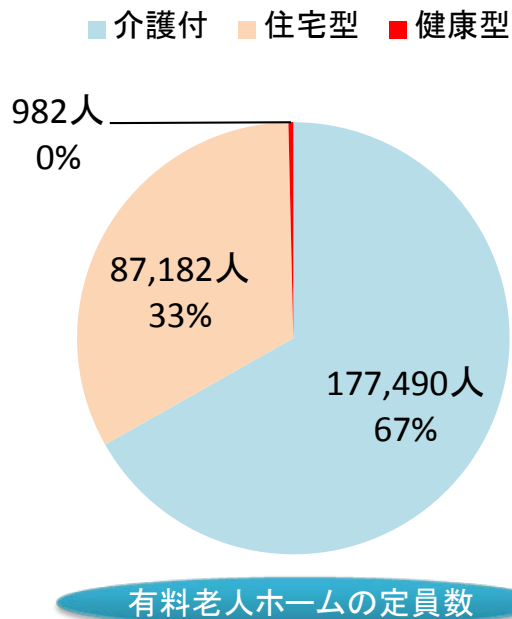
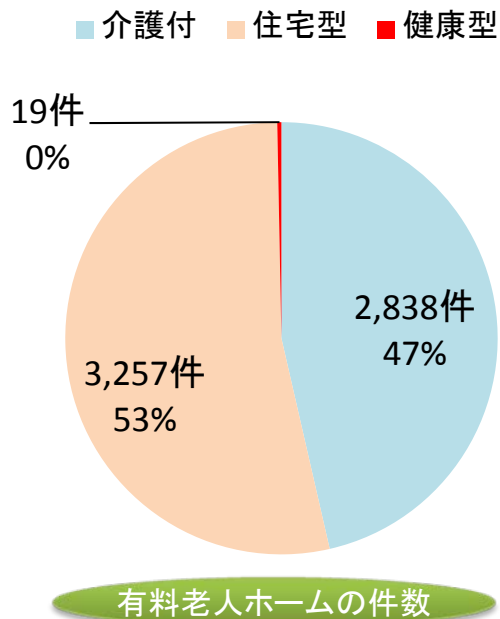
※ 法令上の基準はないが、自治体の指導指針の標準モデルである「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」では居室面積等の基準を定めている(例：個室で1人あたり13㎡以上等)

有料老人ホーム数の推移



有料老人ホームの概況（平成23年度）

介護付有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム	健康型有料老人ホーム
<ul style="list-style-type: none"> ・介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設 ・介護等が必要となっても、ホームが提供する介護サービスである「<u>特定施設入居者生活介護</u>」を利用しながら、ホームでの生活を継続することが可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設 ・介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、<u>地域の訪問介護等の介護サービス</u>を利用しながら、ホームでの生活を継続することが可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・食事等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設 ・介護が必要となった場合には、契約を解除し退去しなければならない



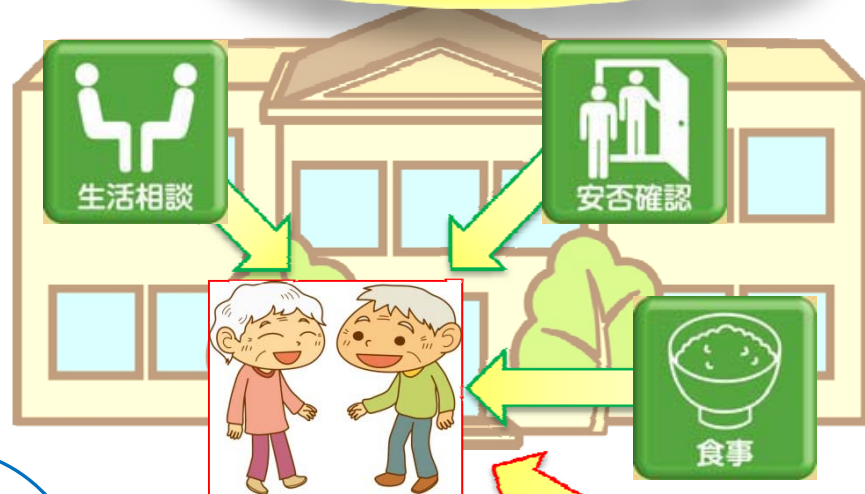
	件数	定員数
介護付	2,838件	177,490人
住宅型	3,257件	87,182人
健康型	19件	982人

介護サービスの提供方法の違い

介護付有料老人ホーム



サービス付き高齢者向け住宅 住宅型有料老人ホーム



医療

病院



外部サービス（単独施設・併設施設）

- 「介護付有料老人ホーム」では、ホーム事業者が提供する介護保険サービスをホーム内で受けられる。
- 「サービス付き高齢者向け住宅」「住宅型有料老人ホーム」では、必要に応じて、入居者自身が外部のサービス事業者と契約して、介護保険サービスの提供を受ける。